

公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の
日台海洋科学協力に関する覚書

公益財団法人日本台湾交流協会及び台湾日本関係協会（以下「両協会」という。）は、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」の第3項及び2010年4月30日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の2010年における日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」の第4項に関連し、次の項目について、それぞれ必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力する。

1. 両協会は、日台の海洋並びにこれに関連する大気、地質、地球物理、生態及び環境変遷に関する学術協力と交流を促進するため、平等互惠の原則に基づき、日台間の海洋分野の全面的な協力の推進に尽力する。このため、日本台湾交流協会及び台湾日本関係協会はそれぞれの担当部門に協力を要請する。
2. 両協会は、実務者が参加する年次会合を交互に開催し、必要に応じ、専門分野に関する交流を随時実施することとする。
3. 両協会は、本覚書の目的を達成するため、可能な範囲で海洋分野の関連技術等の情報の交換を行うこととする。
4. この覚書は、両協会の署名の日を開始し、双方の協議に基づいて修正することができる。この覚書は、いずれか一方の協会が90日前に他方の協会に対して書面による通告を行うことによって終了させることができる。

この覚書は、日本語及び中国語により原本2通が作成され、2018年12月27日、東京において署名された。

公益財団法人日本台湾交流協会

台湾日本関係協会

会長

会長